第四級海上無線通信士「法規」試験問題

20間 1時間30分

	次の記述は、申請による周波数等の変更に いるべき最も適切な字句の組合せを下の 1		る。電波法(第19条)の規定に照らし、 内に 一つ選べ。
			別信号、電波の型式、周波数、空中線電力又は A
	A	В	
1	運用許容時間	混信の除去その他	
2	運用義務時間	混信の除去その他	
3	運用許容時間	電波の規整その他	公益上
4	運用義務時間	電波の規整その他	公益上
(1)		線電力は、次の(1)及び	. から 4 までのうちから一つ選べ。 (2)に定めるところによらなければならない。ただし、
	A	В	С
1	遭難通信、緊急通信又は安全通信	ところによるもの	必要最小のもの
2	遭難通信	ものの範囲内	必要最小のもの
3	遭難通信、緊急通信又は安全通信	ものの範囲内	十分余裕のあるもの
4	遭難通信	ところによるもの	十分余裕のあるもの

- A-3 次に掲げる場合のうち、無線局がなるべく擬似空中線回路を使用しなければならないときに該当しないものはどれか。電波法 (第57条)の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。
 - 1 海岸局の無線設備の機器の調整を行うために運用するとき。
 - 2 船舶局の無線設備の機器の試験を行うために運用するとき。
 - 3 実験等無線局を運用するとき。
 - 4 総合通信局長(沖縄総合通信事務所長を含む。)が行う無線局の検査に際してその運用を必要とするとき。

A-4 次の表の各欄の記述は、それぞれ電波の型式の記号表示と主搬送波の変調の型式、主搬送波を変調する信号の性質及び伝送情報の型式に分類して表す電波の型式を示すものである。電波法施行規則(第4条の2)の規定に照らし、電波の型式の記号表示とその内容が適合しないものはどれか。下の表の1から4までのうちから一つ選べ。

区分	電波の型式		電波の型式	
番号	の記号	主搬送波の変調の型式	主搬送波を変調する信号の性質	伝送情報の型式
1	A 2 D	振幅変調であって両側 波帯	デジタル信号である単一チャネルのもの であって変調のための副搬送波を使用す るもの	データ伝送、遠隔測定又は遠 隔指令
2	F 1 B	角度変調であって周波 数変調	デジタル信号である単一チャネルのもの であって変調のための副搬送波を使用し ないもの	電信(自動受信を目的とするもの)
3	ЈЗЕ	振幅変調であって低減 搬送波による単側波帯	アナログ信号である単一チャネルのもの	電話(音響の放送を含む。)
4	P 0 N	パルス変調であって無 変調パルス列	変調信号のないもの	無情報

- A-5 海岸局及び船舶局の運用に関する次の記述のうち、電波法 (第62条)及び無線局運用規則 (第22条)の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。
 - 1 海岸局は、船舶局から自局の運用に妨害を受けたときは、妨害している船舶局に対して、その妨害を除去するために運用の停止を命令することができる。
 - 2 船舶局は、海岸局と通信を行う場合において、通信の順序若しくは時刻又は使用電波の型式若しくは周波数について、海岸局から指示を受けたときは、その指示に従わなければならない。
 - 3 船舶局の運用は、その船舶の航行中に限る。ただし、受信装置のみを運用するとき、遭難通信、緊急通信、安全通信、非常通信、放送の受信その他総務省令で定める通信を行うとき、その他総務省令で定める場合は、この限りでない。
 - **4** 船舶局は、自局の呼出しが他の既に行われている通信に混信を与える旨の通知を受けたときは、直ちにその呼出しを中止しなければならない。

A – 6		海上移動業務における無線電話 321条及び第58条の11)の から一つ選べ。		_		
		における無線電話通信の呼出し B の間隔をおかなければ、呼	<u> </u>		反復しても応答	:がないときは、
	Α	В				

11分間以上の間隔をおいて3回3分間22分間の間隔をおいて2回15分間32分間の間隔をおいて2回3分間41分間以上の間隔をおいて3回15分間

- A-7 次に掲げる通信のうち、船舶局が免許状に記載された目的又は通信の相手方若しくは通信事項の範囲を超えて運用することができる通信に該当しないものはどれか。電波法(第52条)及び電波法施行規則(第37条)の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。
 - 1 気象の照会のために行う海岸局との間の通信
 - 2 遭難通信、緊急通信又は安全通信
 - 3 無線機器の試験又は調整をするために行う通信
 - 4 電気通信業務の通信
- A-8 次の記述は、海上移動業務における電波の使用制限について述べたものである。無線局運用規則(第 5.8 条)の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1 から4 までのうちから一つ選べ。
 - ① **A** 、4,207.5kHz、6,312kHz、8,414.5kHz、12,577kHz及び16,804.5kHz の周波数の電波の使用は、デジタル選択呼出装置を使用して **B** を行う場合に限る。
 - ② 156.8MHzの周波数の電波の使用は、次の(1)から(3)までに掲げる場合に限る。
 - (1) 遭難通信、緊急通信 (注) 又は安全呼出しを行う場合 注 医事通報に係るものにあっては、緊急呼出しに限る。
 - (2) 呼出し又は応答を行う場合
 - (3) C を送信する場合
 - ③ $156.8 \, \mathrm{MHz}$ の周波数の電波の使用は、できる限り短時間とし、かつ、 $\boxed{\mathbf{D}}$ 以上にわたってはならない。ただし、遭難通信を行う場合は、この限りでない。

	A	В	C	D
1	2,187.5 kHz	遭難通信	準備信号	3分
2	2,187.5 kHz	遭難通信、緊急通信又は安全通信	準備信号	1分
3	2,182kHz	遭難通信	船舶の航行の安全に関し急を要する通報	1分
4	2,182kHz	遭難通信、緊急通信又は安全通信	船舶の航行の安全に関し急を要する通報	3分

- A-9 次に掲げる無線局のうち、遭難警報に係る遭難通信の宰領を行う無線局に該当するものはどれか。無線局運用規則(第 8 3 条)の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。
 - 1 遭難船舶局又は遭難通報を送信した無線局から遭難通信の宰領を依頼された無線局
 - 2 連難通報を送信した無線局
 - 3 海上保安庁の無線局又はこれから遭難通信の宰領を依頼された無線局
 - 4 遭難船舶局
- A-10 船舶局が安全通信を受信した場合に執るべき措置に関する次の事項のうち、無線局運用規則(第99条)の規定に照らし、この規定に定めるところに該当するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。
 - 1 遅滞なく、安全通報の要旨を海上保安庁その他の救助機関に通報しなければならない。
 - 2 直ちに通信可能の範囲内にあるすべての船舶局に対して安全通報を送信しなければならない。
 - 3 必要に応じて安全通信の要旨をその船舶の責任者に通知しなければならない。
 - 4 安全通報を確実に受信したときは、受信証を送信しなければならない。

A-11 次の記述は、海上移動業務における緊急 び無線局運用規則(第93条)の規定に照 ちから一つ選べ。		たものである。電波法(第52条及び第67条) を最も適切な字句の組合せを下の1から4までの	
その他総務省令で定める方法により行う ② 海岸局及び船舶局は、遭難通信に次ぐ ③ 海岸局及び船舶局は、緊急信号又は電	無線通信をいう。 優先順位をもって、緊急通信を 波法第52条(目的外使用の禁 信を行う場合を除き、その通信	禁止等)第2号の総務省令で定める方法により行 言が B の間(無線電話による緊急信号を受	うわ
A1 危険に陥った場合又は陥るおそれがあ2 危険に陥った場合又は陥るおそれがあ3 危険に陥るおそれがある場合4 危険に陥るおそれがある場合	る場合 終了するまで 終了するまで	C 1分間 3分間 1分間 3分間	
海岸局は、遭難警報を受信した場合にお 置により、電波法施行規則別図第1号3(句の組合せを下の1から4まで らいて、これに応答するときは、 (遭難警報に対する応答) に定め		は装)場
 当該遭難警報を受信した周波数 国際遭難周波数 国際遭難周波数 	B 中短波帯又は短波帯の周波数 超短波帯の周波数 中短波帯又は短波帯の周波数 超短波帯の周波数	C 1分以上2分45秒以下 1分以上2分45秒以下 5秒以上1分以下 5秒以上1分以下	
	ら 4 までのうちから一つ選べ。	事態が A 場合においては、人命の救助、	
A1 発生した2 発生し、又は発生するおそれがある3 発生した4 発生し、又は発生するおそれがある	交通通信の確保 行ね 交通通信の確保 行う	っせる っせる うよう要請する うよう要請する	

- A-14 免許状に記載した事項に変更を生じたときに免許人が行うべき措置に関する次の記述のうち、電波法(第 2 1 条)の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものはどれか。下の 1 から 4 までのうちから一つ選べ。
 - 1 免許人は、その免許状を総務大臣に提出し、訂正を受けなければならない。
 - **2** 免許人は、速やかにその免許状を訂正し、その後最初に行われる無線局の検査の際に検査職員の確認を受けなければならない。
 - 3 免許人は、遅滞なくその免許状を返納し、免許状の再交付を受けなければならない。
 - 4 免許人は、速やかにその免許状を訂正し、遅滞なくその旨を総務大臣に報告しなければならない。
- B-1 電波法に規定する定義に関する次の記述のうち、電波法(第2条)の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものを1、適合しないものを2として解答せよ。
 - ア 「電波」とは、300万ギガヘルツ以下の周波数の電磁波をいう。
 - **イ** 「無線設備」とは、無線電信、無線電話その他電波を送り、又は受けるための電気的設備をいう。
 - **ウ** 「無線電信」とは、電波を利用して、モールス符号を送り、又は受けるための通信設備をいう。
 - エ 「無線局」とは、無線設備及び無線設備の操作を行う者の総体をいう。ただし、受信のみを目的とするものを含まない。
 - オ 「無線電話」とは、電波を利用して、音声その他の音響を送り、又は受けるための通信設備をいう。
- B-2 海上移動業務の無線局の一般通信方法における無線通信の原則に関する次の記述のうち、無線局運用規則(第10条)の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものを1、適合しないものを2として解答せよ。
 - ア 無線通信を行うときは、暗語を使用してはならない。
 - イ 必要のない無線通信は、これを行ってはならない。
 - ウ 無線通信に使用する用語は、できる限り簡潔でなければならない。
 - エ 無線通信を行うときは、自局の識別信号を付して、その出所を明らかにしなければならない。
 - オ 無線通信は、長い時間にわたって行ってはならない。
- B-3 無線従事者の免許等に関する次の記述のうち、電波法(第41条及び第42条)、電波法施行規則(第36条及び第38条)及び無線従事者規則(第51条)の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合するものを1、適合しないものを2として解答せよ。
 - ア 総務大臣は、電波法第9章(罰則)の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者に対しては、無線従事者の免許を与えないことができる。
 - **イ** 無線従事者は、その業務に従事しているときは、免許証を総務大臣又は総合通信局長(沖縄総合通信事務所長を含む。) の要求に応じて、速やかに提示することができる場所に保管しておかなければならない。
 - **ウ** 無線局には、当該無線局の無線設備の操作を行い、又はその監督を行うために必要な無線従事者を配置しなければならない。
 - エ 無線従事者は、免許の取消しの処分を受けたときは、その処分を受けた日から1箇月以内にその免許証を総務大臣又は 総合通信局長(沖縄総合通信事務所長を含む。)に返納しなければならない。
 - オ 無線従事者になろうとする者は、総務大臣の免許を受けなければならない。

_							ら前に自局の発射しようと なの(1) から(2) さるのまで	
	ク [ゲ] によって腮 [・] 言しなければならない。		ク無緑局の 囲 信に混信を	'与えないこと・	と確かめた	发、心	大の(1)から(3)までの事項	を順次さ
	ョしなければならない。 (1) イ	3回						
	(2) こちらは	1回						
	(3) 自局の呼出名称	3回						
ì	送信しなければならない			,			の連続及び自局の呼出名 の送信は、 エ を超え	
	ない。 - ①及び②の試験又はi	調整中は	しばしばその電波の周	波数により聴き	きを行い 「	オ	_ を確かめなければならプ	2 1/1
		州正 161		及気でよう心	۱ ، ۱۱۱۰ / ۲			~ · · ·
1	周波数	2 周沙	皮数及びその他必要と認	める周波数	3 ただい	ハま記	式験中	
4	各局				6 本日			
	20秒間	8 1			9 他の舞	無線局	局の通信に混信を与えない	こと
10	他の無線局から停止の	ひ要求が7	ないかどうか					
3 — 5				ではついて述。	ヾた もので!	ふ ス	雲波注描行相則 (第 4 0	冬)の報
定	欠の記述は、船舶局のst こ照らし、◯ 内に	無線業務 :入れるべ	日誌に毎日記載すべき事 にま最も適切な字句を下の	の 1 から 10 ま	ミでのうち か	らそ	電波法施行規則(第40 れぞれ一つ選べ。 た名、資格及び ア (
定(次の記述は、船舶局の第 こ照らし、 内に 内に 無線従事者(主任無 ったときに限る。)	無線業務 - 入れるべ 線従事者(日誌に毎日記載すべき事 さ最も適切な字句を下の の監督を受けて無線設備	の 1 から 10 ま 情の操作を行う	ミでのうち か	らそ	れぞれ一つ選べ。	
定(① ②	次の記述は、船舶局の第 こ照らし、 内に 無線従事者(主任無 ったときに限る。) 時計を標準時に合わる。	無線業務 :入れるべ 線従事者(せたとき)	日誌に毎日記載すべき事 さま最も適切な字句を下の の監督を受けて無線設備 は、その事実及び イ	の 1 から 10 ま 情の操作を行う	でのうちか 者を含む。)	らそ	れぞれ一つ選べ。	
定(① ② ③	次の記述は、船舶局の第 こ照らし、 内に 内に 無線従事者(主任無 ったときに限る。) 時計を標準時に合わる。 船舶の位置、方向、	無線業務 I 入れる ^ 線従事者 e せたとき l 気象状況 ²	日誌に毎日記載すべき事べき最も適切な字句を下の監督を受けて無線設備は、その事実及び その他船舶の安全に関す	の 1 から 10 ま 情の操作を行う る事項の通信の	でのうちが 者を含む。) の概要	いらそ	れぞれ一つ選べ。 た名、資格及び ア (
定(① ② ③ ④	次の記述は、船舶局の第 こ照らし、 内に 無線従事者(主任無 ったときに限る。) 時計を標準時に合わる 船舶の位置、方向、第 自局の船舶の航程(表	無線業務 :入れる ^ 線従事者 ⁽ せた 状 ス に : 発 ス に に で に に な に に な に に に に に に に に に に に	日誌に毎日記載すべき事べき最も適切な字句を下の監督を受けて無線設備は、その事実及び イースの他船舶の安全に関する港その他の立ち寄り先	の 1 から 10 ま 情の操作を行う る事項の通信の の時刻及び地々	でのうちが 者を含む。) の概要	いらそ	れぞれ一つ選べ。 た名、資格及び ア (
定(① ② ③ ④ ⑤	次の記述は、船舶局の領 こ照らし、 内に 無線従事者(主任無 ったときに限る。) 時計を標準時に合わる 船舶の位置、方向、領 自局の船舶の航程(無線業務 入れるべ 線従事者 せたとき状況は ウ し	日誌に毎日記載すべき事 さ最も適切な字句を下の の監督を受けて無線設備 は、その事実及び イ その他船舶の安全に関す 寄港その他の立ち寄り先 におけるその船舶の位置	の 1 から 10 ま 情の操作を行う こ る事項の通信の の時刻及び地域	でのうちが 者を含む。) の概要 名等を記載す	いらその氏	れぞれ一つ選べ。 た名、資格及び ア (変更のあ
定(① ② ③ ④ ⑤ ⑥	次の記述は、船舶局の第 こ照らし、 内に 無線従事者(主任無 ったときに限る。) 時計を標準時に合わる 船舶の位置、方向、 自局の船舶の航程(自局の船舶の航行中 無線局運用規則第6	無線業務 入れるべ 線従事者 せたとき状況は ウ し	日誌に毎日記載すべき事 さ最も適切な字句を下の の監督を受けて無線設備 は、その事実及び イ その他船舶の安全に関す 寄港その他の立ち寄り先 におけるその船舶の位置	の 1 から 10 ま 情の操作を行う こ る事項の通信の の時刻及び地域	でのうちが 者を含む。) の概要 名等を記載す	いらその氏	れぞれ一つ選べ。 た名、資格及び ア (変更のあ
定(① ② ③ ④ ⑤ ⑥	次の記述は、船舶局の第 こ照らし、 内に 無線従事者(主任無 ったときに限る。) 時計を標準時に合わる 船舶の位置、方向、 自局の船舶の航程(自局の船舶の航行中 無線局運用規則第6 能試験の結果の詳細	無線業務 : 入れるべ 線従事者 せた。 : 大 : 大 : 大 : 大 : 大 : 大 : 大 : 大	日誌に毎日記載すべき事べき最も適切な字句を下のの監督を受けて無線設備は、その事実及び その他船舶の安全に関する港その他の立ち寄り先におけるその船舶の位置船舶局等の無線設備の機	の 1 から 1 0 ま 情の操作を行う る事項の通信の の時刻及び地 能試験)及び 能試験)及び	でのうちが 者を含む。) の概要 名等を記載す	らその氏するこ	れぞれ一つ選べ。 た名、資格及び ア (こと。) 無線電話の機能試験) に規	変更のあ
定(① ② ③ ④ ⑤ ⑥	次の記述は、船舶局の第 こ照らし、 内に 無線従事者(主任無 のたときに限る。) 時計を標準時に合わる 船舶の船舶の航程(自局の船舶の航行中 無線局運用規則第6 能試験の結果の詳細 無線局が外国におい	無線業務 (線) 線 社 気 発 (ま) は え 発 (ま) で 、 あ ら が (な)	日誌に毎日記載すべき事 にき最も適切な字句を下る の監督を受けて無線設備 は、その事実及び その他船舶の安全に関す を形との他の立ち寄り先 におけるその船舶の位置 船舶局等の無線設備の機	の1から10ま 情の操作を行う る事項の通信の時刻及び地域 にお験)及び地域 によれない。	でのうちが 者を含む。) の概要 名等を記載す 第7条(双ス の制限をされ	らその氏すること	れぞれ一つ選べ。 (名、資格及び ア (こと。) 無線電話の機能試験) に規 ときは、その事実及び措置	変更のあ
定(① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ 8	次の記述は、船舶局の第 こ照らし、 内に 無線従事者(主任無 ったときになる。) 時計を標準時に合わる。 自局の船舶の航程(自局の船舶の航行中 無線局が外国において 無線局が外国において の電源用蓄電	無線業務へ線では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般	日誌に毎日記載すべき事べき最も適切な字句を下の監督を受けて無線設備は、その事実及び その他船舶の安全に関する。 をおけるその船舶の位置におけるその船舶の位置におけるその船舶の機	の1から10ま 情の操作を行う る事項の通信の時刻及び地域 にお験)及び地域 によれない。	でのうちが 者を含む。) の概要 名等を記載す 第7条(双ス の制限をされ	らその氏すること	れぞれ一つ選べ。 た名、資格及び ア (こと。) 無線電話の機能試験) に規	変更のあ
定(① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ 8	次の記述は、船舶局の第 こ照らし、 内に 無線従事者(主任無 を書とと標準時に合わる。) 時計をの位置、方向、会 自局の船舶の航行中 無線局が外国に対象の電源用港電 能試験の話果の記載を含 が変更にの記載を含	無線業務へ 線 た 泉 発 」 線 た 泉 著 ウ 義 あ の の の の の の の ま と ボ ス し き れ と か と か と か と か と か と か と か と か と か と	日誌に毎日記載すべき事べき最も適切な字句を下の監督を受けて無線設備は、その事実及び その他船舶の安全に関する。 をおけるその船舶の位置におけるその船舶の位置におけるその船舶の機	の1から10ままの操作を行う	でのうちが 者を含む。) の概要 名等を記載す 第7条(双フ の制限をされ 也を充電した	らその氏すること	れぞれ一つ選べ。 (名、資格及び ア (こと。) 無線電話の機能試験) に規 ときは、その事実及び措置	変更のあ
定(① ② ③ ④ ⑤ ⑥ 何 ⑧	次の記述は、船舶局の名 三田がより、 (三田の) 内に 無線従事者(主任無) 一年のは、(主任無) 一年のは、(主任無) 一年のは、(主任無) 一年のは、(主任無) 一年のは、(主任無) 一年のは、(主任無) 一年のいる。 一年のいる。 一年のいる。 一年のいる。 一年のいる。 一年のいる。 一年のいる。 一年のいる。 一年のいる。 一年のいる。 一年ののは、(主のの) では、(主のの) では	無線れ 様 は気発 (人)	日誌に毎日記載すべき事できまる適切な字句を下のの監督を受けて無線設備は、その事実及び「イースの他船舶の安全に関する。との他の立ち寄り先におけるその船の立ち寄の位置が出場の無線設備の機のじめ総務大臣が告示したとび試験の結果の詳細する。)の機能上又は操作上に現るの機能ととは操作上に現るの機能ととは操作とに現るのでは、	の1から10ま 情の操作を行う る事項の通信の時刻及び地 にお験)及び た以外の運用 (電源用蓄電流 れた特異現象の	でのうちが 者を含む。) の概要 名等を記載す 第7条(双フ の制充電した ひ詳細	ら の ま 方 れ こ と き	れぞれ一つ選べ。 (名、資格及び ア (こと。) (は、その事実及び措置) (は、その時間、充電電流	変更のあ
定(① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ 8 9	次の記述は、船舶局の第 こ照らし、	無線れる は 気発 「条 て きから 後 と 状 又 一 義 ら あ の の で で そ の の そ で 2	日誌に毎日記載すべき事 にき最も適切な字句を下の の監督を受けて無線設備 は、その事実及び イ その他船の安全に関す をであるその船舶の立ち寄位で におけるその船舶のがとるをの船舶の機 におけるその船前の無線設備の機 がじめ総務大臣が告示し を及び試験の結果の詳細 する。) の機能上又は操作上に現る 員数	の1から10ま 情の操作を行う 「る事項の通信の時刻及び地域 にお験)及び た以外の運用の にでは、 には、 には、 には、 には、 には、 には、 には、 には、 には、 に	でのうちが 者を含む。) の概要 名等を記載す の制を記載す の制充電した の詳細	ら の よう か れ と も 4	れぞれ一つ選べ。 (名、資格及び ア (こと。) 無線電話の機能試験) に規 ときは、その事実及び措置 は、その時間、充電電流 時計の遅速	変更のあ
定(① ② ③ ④ ⑤ ⑥ 何 ⑧	次の記述は、船舶局の名 三田がより、 (三田の) 内に 無線従事者(主任無) 一年のは、(主任無) 一年のは、(主任無) 一年のは、(主任無) 一年のは、(主任無) 一年のは、(主任無) 一年のは、(主任無) 一年のいる。 一年のいる。 一年のいる。 一年のいる。 一年のいる。 一年のいる。 一年のいる。 一年のいる。 一年のいる。 一年のいる。 一年ののは、(主のの) では、(主のの) では	無線れる は気発 で これを ない	日誌に毎日記載すべき事できまる適切な字句を下のの監督を受けて無線設備は、その事実及び「イースの他船舶の安全に関する。との他の立ち寄り先におけるその船の立ち寄の位置が出場の無線設備の機のじめ総務大臣が告示したとび試験の結果の詳細する。)の機能上又は操作上に現るの機能ととは操作上に現るの機能ととは操作とに現るのでは、	の1から10ま 情の操作を行う 「る事項の通信の時刻及び地域 にお験)及び た以外の運用の にでは、 には、 には、 には、 には、 には、 には、 には、 には、 には、 に	でのうちが 者を含む。) の概要 名等を記載す の制を記載す の制充電した の詳細	ら の ま 方 れ こ と き	れぞれ一つ選べ。 (名、資格及び ア (ア) (変更のあ

B-4 次の記述は、海上移動業務の無線局の無線電話による試験電波の発射について述べたものである。無線局運用規則

- B-6 次に掲げる事項のうち、電波法(第28条及び第72条)の規定に照らし、総務大臣が無線局に対して臨時に電波の発射 の停止を命ずることができるときに該当するものを1、該当しないものを2として解答せよ。
 - ア 無線局の発射する電波の周波数の偏差が総務省令で定めるものに適合していないと認めるとき。
 - イ 無線局の発射する電波の周波数の安定度が総務省令で定めるものに適合していないと認めるとき。
 - ウ 無線局の免許人が免許状に記載された空中線電力の範囲を超えて運用していると認めるとき。
 - エ 無線局の発射する電波が他の無線局の通信に混信を与えていると認めるとき。
 - オ 無線局の発射する電波の周波数の幅が総務省令で定めるものに適合していないと認めるとき。